

 \bigcirc

山形県公報

告

平成21年12月1日(火) 第2098号

^^^^

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次

○土地改良区の管理規程の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·(村山総合支原	宁農村	計画	i課)		1267
○農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知		(森	林	課)		1268
○同		(司)	•••	司
○保安林内の皆伐面積の限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(同)		同

示

 〇公共測量の実施の通知・・・・・・・(管理課)・・1270

公 告

正 誤

告示

山形県告示第1021号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称 富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地 北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 管理規程の名称 頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要 頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日 平成21年11月16日
- 6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、 認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

1267

山形県告示第1022号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予 定である旨の通知があった。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

最上郡舟形町堀内字手倉山3507-20

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 保安林解除の理由

指定理由の消滅

山形県告示第1023号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予 定である旨の通知があった。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

最上郡舟形町堀内字手倉山3507-21、3507-22

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

山形県告示第1024号

平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森	林法施行令第4条	この2第4	4項に規定	官する	5同-	ーの <u>ì</u>	単位	とさ	れる	保安	林	皆伐面積の限度
												ヘクタール
日	向	Ш	水	源	カュ	ん	<i>、</i>	養	保	安	林	309. 10
相	沢	Ш					司					113. 56
田	川地	X					同					508. 38
五.	十川~鼠ヶ鳥	関 川					同					88.71
鮭		Щ					同					646. 29
小	国	Щ					同					344. 47
銅	山 川 ~ 角	Щ	司							386.71		
北	村 山 地	区					同					470.60
寒	河 江	Щ					同					213.72
月	布 川 ~ 朝 日	Ш					同					103.82
Щ	形 地	区					同					247. 28
白		ЛП					司					406. 44
荒		ЛП					司					422. 17
置	賜地	区					同					487. 54
前		Л					同					25. 06
日	向	Щ	土	砂	流	出	防	備	保	安	林	11.76
相	沢	Щ					同					7.03

同

同

同

同

同

尾

寒

大

天

上

花

河

沢

江

江

童

Ш

市

市

町

市

市

3.34

18.14

6. 40 16. 54

0.80

山形県告示第1025号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施する地域

山形県長井市今泉から南陽市大字竹原地内

2 公共測量を実施する期間

平成21年9月12日から平成22年3月26日まで

3 作業の種類

公共測量(1級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量)

山形県告示第1026号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月1日から同月14日まで縦覧に供する。 平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市上藤島字六所畑68番4から 同 66番まで		旧	14.0 メートル く 7.0	メートル 29
同	Ŀ	新	15.6 メートル く 7.0	同 上

山形県告示第1027号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月1日から同月14日まで縦覧に供する。 平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 藤島由良線

2 供用開始の区間 鶴岡市上藤島字六所畑68番4から

同 66番まで

3 供用開始の期日 平成21年12月1日

山形県告示第1028号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名 称 天童市芳賀土地区画整理事業
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成21年12月1日から同月15日まで
- (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに天童市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

		展	巨有東	匝				
		金		m/ 5mm 1m	TI.			
		敷鱼	3月分	20米国に 12年	6 0 ()			
		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	37,700 日	41, 200	25, 900	30, 100	43, 900	37, 600
	布賦	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	32, 700	35, 700	22, 400	26, 100	38, 100	32, 600
		収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	日 28,600	31, 200	19, 600	22, 800	33, 300	28, 500
		収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	25,300	27, 700	17, 400	20, 200	29, 500	25, 300
	1%	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	22, 200	24, 200	15, 200	17, 700	25, 800	22, 100
		分 収入が 104,000円 以下の者	19,200	21,000	13, 200	15, 300	22, 400	19, 100
		☆	特定目的用 (高齡·身障者用)	冝	一般用	匣	冝	冝
		公戸券数		-	23	1	-	-
	容	1戸当たり 宅形式 住戸専用 面 積	平方メートル 60.3	62. 1	54.6	58.0	69. 2	67.4
	規	住宅形式	2 D K	匝	3 D K	冝	匝	匝
·律		所在地	県営太田町アペ 米沢市太田町五 ート1号 丁目1-10	同 中田斯658 -3	同 — 2	同 成島町三 丁目2-96	同 相生町7 65	東置賜郡川西町 大字中小松3017 -1
県営住宅の名称等		各	県営太田町アパ ート1号	同 中田第一ア パート4号	同 中田第二アパート1号	同 成島アパート1号	同 相生アパー ト1号	同館之北アペート

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯 の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成21年12月7日から同月11日まで(受付時間:午前10時~午後5時)(ただし、郵送の場合は平成21年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県すまい情報センター 置賜事務所

5 入居の時期 平成22年2月上旬

山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)第33条第1項第1号及び第2号の規定により、平成20 年11月20日に確定した下記に掲げる採用試験の採用候補者名簿を平成21年11月24日をもって失効させた。

平成21年12月1日

山形県人事委員会 委員長 小 野 勝

記

- 1 平成20年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)
- 2 平成20年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)
- 3 平成20年度山形県警察官採用試験(警察官B(男性)及び警察官B(女性))

正	誤

発行年	月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成21.	4. 1	号外(19)	1	10	11	14
同	4. 7	第2032号	479	下から1	県営住宅の一般公募	県営住宅入居者の一般公募